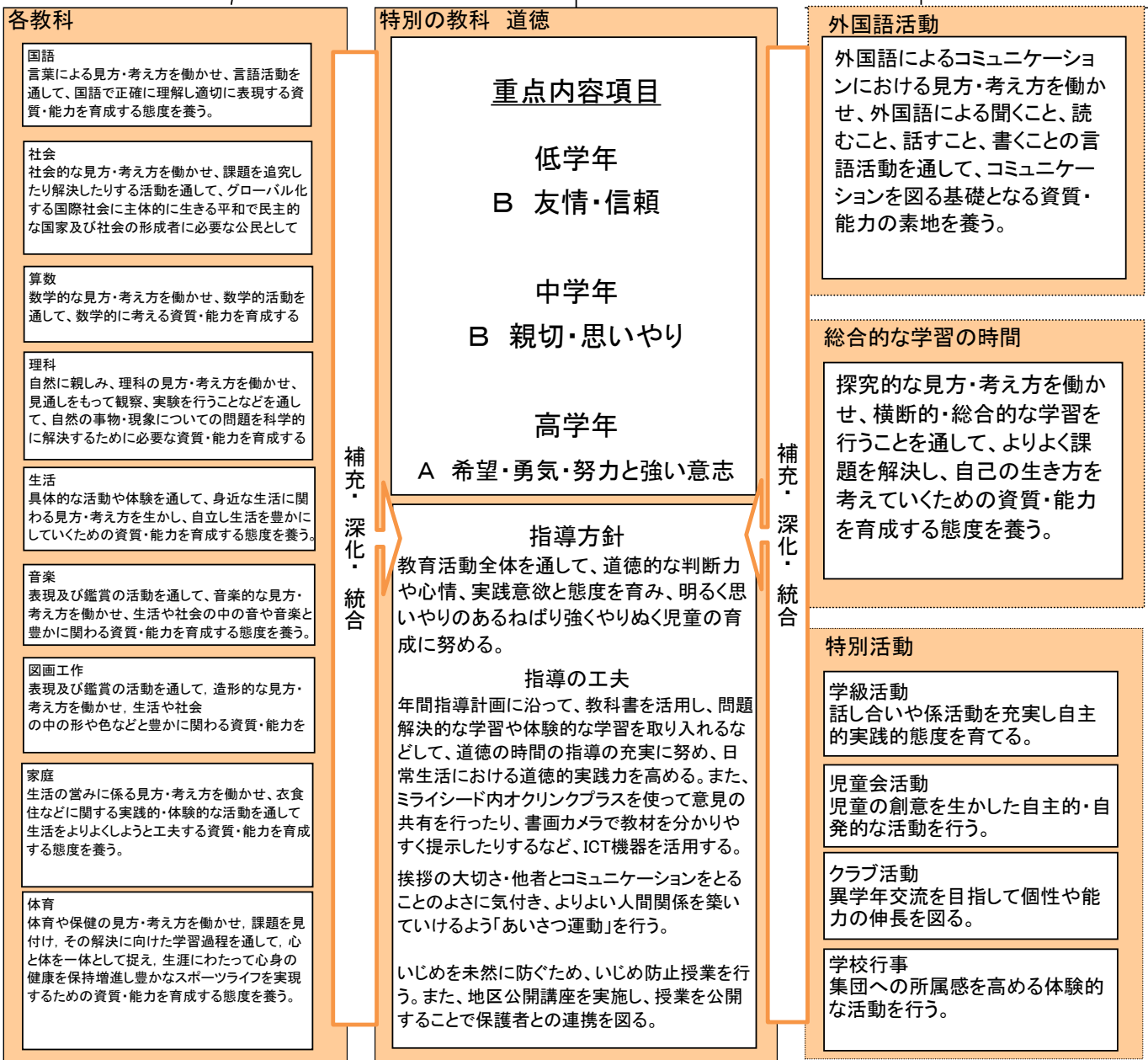
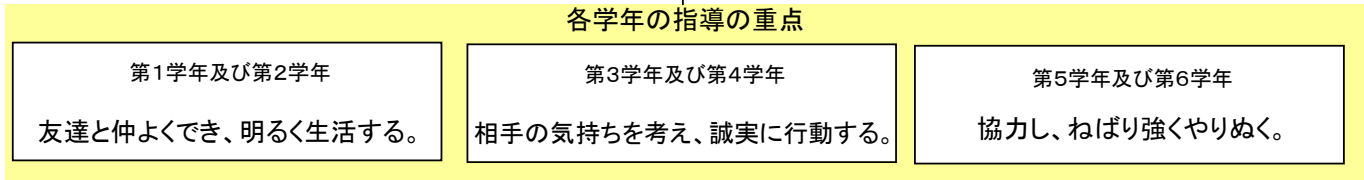


【法的根拠】
日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領

学校の教育目標
人権尊重の精神と社会貢献の精神を柱に、社会の連帯意識や国際的な広い視野をもった人間性豊かな児童の育成を目指し、次の教育目標を定める。
・考える子 ・やりぬく子 ・明るい子

【地域の実情】昔ながらの住人が多く、町会、子供の活動が盛んである。
【学校の実情】それぞれの発達段階に応じた丁寧な指導が必要である。
【児童の実態】様々な課題を抱えた子が多く、個々の対応が必要である。
【教師の願い】どの子もひのびと明るく、思いやりのある行動ができる児童を育成する。
【保護者の願い】家庭・地域・学校とが連携して、児童の育成を促す。

本校の道徳教育の重点目標
教育活動全体を通して、道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を育み、明るく思いやりのあるねばり強くやりぬく児童を育成する。



生活指導
「心をつなぐあいさつ」を重点目標に、人とのつながりの中で互いに尊重し合い、自分のよさを発揮できる「明るい子」の育成を目指す。

環境整備
言語環境の充実、校舎や教室の整備、動植物の飼育栽培、掲示物の工夫などを行い、児童の道徳性を養う。

家庭・地域との連携
学校公開、道徳授業地区公開講座、保護者会、学校便り、学年便り等を通して、道徳教育への理解と協力を深める。

推進体制
道徳部を中心に各教科等との関わりをもとに、指導計画や教材を整備し、効果的な道徳教育の推進を図る。